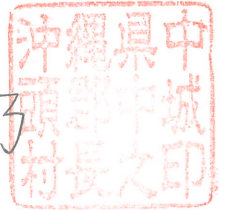


中城村吉の浦公園陸上競技場管理棟の設置及び管理に関する条例をここに
公布する。

令和8年6月**15**日

中城村長

比嘉麻乃



中城村条例第**23**条

中城村吉の浦公園陸上競技場管理棟の設置及び管理に関する条例

○中城村吉の浦公園陸上競技場管理棟の設置及び管理に関する条例

令和8年 月 日

条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、中城村吉の浦公園陸上競技場管理棟（以下「管理棟」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(位置)

第2条 管理棟の位置は、中城村字当間620番地とする。

(管理)

第3条 管理棟は、中城村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用許可)

第4条 管理棟を使用する者（以下「使用者」という。）は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。
- (2) 施設又はその附属設備を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。

(許可の取消し又は停止)

第6条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

- (1) この条例又は規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件又は指示に違反したとき。

(目的外使用の禁止)

第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に管理棟を使用してはならない。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める額の使用料を納入しなければならない。

2 教育委員会は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は返還しない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(損害の賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により、施設及び附属施設を毀損又は滅失したときには、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がその必要がないと認めたときはこの限りでない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

1 管理棟

(1)使用料及び附属設備使用料

区分		1時間当たりの使用料
会議室	村内	500
	村外	1,000
更衣室（1室当たり）	村内	500
	村外	1,000
冷房使用料		1時間につき、各1室500円とする。
放送機器		1回につき1,000円

(2) その他の施設

区分	単 位	1時間当たりの使用料
シャワールーム	1人	100円
トレーニングルーム	1人	200円

備考

- (1) 使用するための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
- (2) 時間を延長して使用する場合は、1時間未満であっても1時間とみなし、延長分の使用料を追加徴収する。